

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

高額療養費制度が変わります。

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、**上限額を超えて支払った医療費を払い戻す制度**です。
 上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて「**所得区分**」が決まっており、
 下表のように変わります。**※表中の朱書き部分が変更箇所です。**

| 所得区分 (自己負担割合) | 自己負担限度額(月額) 平成29年8月から変更 | | 標準負担額(1食あたり食事代) 平成30年4月から変更 | |
|---------------------|--|--|---------------------------------------|---------------------|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯合算) | 入院時食事代 | 療養病床の場合 |
| 現役並み 所得者 (3割) | 44,400円 → 57,600円 | 80,100円 <small>医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費-267,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合44,400円)※</small> | 360円 → 460円 | 460円 または 420円 |
| 一般 (1割) | 12,000円 → 14,000円 <small>(年間上限額は144,000円)</small> | 44,400円 → 57,600円 <small>(多数回該当の場合、44,400円)※</small> | | |
| 区分Ⅱ (1割) | 8,000円 | 24,600円 | 210円 <small>(長期入院は160円)</small> | 210円 |
| 区分Ⅰ (1割) | 8,000円 | 15,000円 | 100円 | 130円 |

※多数回該当の自己負担限度額は、過去12か月以内(診療当月を含む)に3回以上高額療養費が支給されている場合に4回目以降は44,400円となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証お持ちですか？

医療機関を受診する際、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を窓口に表示すると、**窓口負担が自己負担限度額までになり、入院時は食事代も安くなります。**

対象となる方

1割の保険証をお持ちの方のうち、所得区分が**区分Ⅰ・区分Ⅱ**に該当される方

区分Ⅰ…世帯全員が**住民税非課税**で、かつ世帯全員の**所得が0円**の方

① 年金収入のみの場合は、年金収入が80万円以下の方

② 年金と他の収入がある場合は、

$$(\text{年金収入} - 80\text{万円}) + (\text{年金以外の収入} - \text{必要経費}) = 0\text{円}$$

↳ 年金収入が80万円未満のときは0円として計算

区分Ⅱ…世帯全員が**住民税非課税**の方(区分Ⅰに該当しない方)

認定証の交付を受けるには

認定証が必要な方は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で、申請手続きを行ってください。

後期高齢者医療制度に加入前の保険で認定証を受けていた方も、改めて申請が必要です。

詳しくは、こちらへお問い合わせください。

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口

または **長崎県後期高齢者医療広域連合** 長崎市栄町4番9号
 TEL095-816-3930